

## 483 高等試験委員及び普通試験委員官制

〔「法学新報」第28卷2(316)号 大正7年2月1日〕

○試験委員官制 高等試験委員及び普通試験委員官制左の如し

## 第一章 高等試験委員

第一条 高等試験委員は内閣総理大臣の監督に属し高等試験に関する事務、高等文官任用の詮衡に関する事務及普通試験令に依る事務を管掌す

第二条 高等試験委員は委員長、部長、常任委員及臨時委員を以て之を組織す

第三条 高等試験委員は之を三部に分つ

第一部は高等試験行政科試験及他の部に属せざる試験其他の事務を掌る

第二部は高等試験外交科試験並外交官及領事官任用の詮衡に関する事務を掌る

第三部は高等試験司法科試験に関する事務を掌る

第四条 委員長は法制局長官を以て之に充つ

第一部の部長は委員長之を兼ね第二部の部長は外務次官、

第三部の部長は司法次官を以て之に充つ

第五条 委員長は職員を監督し高等試験委員に関する一切の

事務を統理す部長は其部に属する事務を掌理す

第六条 常任委員は六人とす各官庁高等官の中より内閣総理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

常任委員は各部に分属し高等試験委員に属する事務を分掌す

第七条 臨時委員は各官庁高等官の中より試験施行毎に内閣総理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

臨時委員は各部に分属し試験の事を掌る

第八条 高等試験委員の事務に関し常任書記及臨時書記を置く常任書記は六人とす各官庁判任官中より内閣に於て之を命す

臨時書記は各官庁吏員の中より試験施行の際必要に応じ内閣に於て之を命す書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

## 第二章 普通試験委員

第九条 普通試験委員は之を各官庁に置く長官の監督に属し普通試験及判任文官任用の詮衡に関する事務を管掌す

第十条 普通試験委員は委員長及委員を以て之を組織す

第十一条 委員長及委員は中央官庁に於ては其庁の高等官の中より、地方官庁に於ては其庁の官吏及官立公立の学校教員の中より長官之を命す

第十二条 委員長は職員を監督し普通試験委員に属する一切の事務を統理す

第十三条 普通試験委員の事務に関し書記を置く各官庁判任官の中より長官之を命す

書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附 則

本令は大正七年三月一日より之を施行す但し高等試験委員第三部に関する規定は大正十二年三月一日より之を施行す

文官試験委員官制並外交官及領事官試験委員官制は之を廃止す

本令施行の際現に文官普通試験委員長、文官普通試験委員又は文官普通試験書記の職に在る者別に辞令書を交付せられざるときは各普通試験委員長、普通試験委員又は普通試験書記を命せられたるものとす